令和8年11月9日

「遠隔地マシン室用本部ネットワーク設備等」の調達に係る質問等への回答

日本年金機構
システム企画部

項番	仕様書の該当ページ	仕様書の該当項番	照会事項	回答
1	調達仕様書 P1	納品期限	納品期限が、「令和9年4月30日」となっておりますが、「納品物の動作に必要な設計及び、設定ファイルの作成は、機構ネットワークの運用管理事業者（以下、運用管理事業者）にて実施する。」となっております。 運用管理業者の「設定ファイルの作成」作業については、実際の機器の納入後実施可能となることから、機器設置・初期動作確認完了後から納入期限までに、およそ1か月の期間が必要だと考えております。 上記を考慮し、令和9年4月30日までに上記作業が完了するように機器設置・初期動作確認を実施する必要があると認識しております。認識合いますでしょうか。	運用管理事業者の作業を考慮の上、機器設置・初期動作確認を実施願います。 なお、設定ファイルの作成期間については、早期化に向けて運用管理業者と調整致します。
2	調達仕様書 P1	費用に関する注意事項	「本仕様に係る費用全てについては、「納品完了報告書」の検査合格を条件として支払う」という記載について、物品費用、開発費用、保守費用等すべての費用を納品完了報告書の検査合格後一括でお支払いいただくという認識でお間違いないでしょうか。	調達仕様書「費用に関する注意事項」に記載のとおり、「本仕様に係る費用全てについては、「納品完了報告書」の検査合格」後、一括でのお支払いとなります。
3	要件定義書 P1	項番2　物品要件	記載のファイアウォールスループット値は所定の測定条件下における最大値であり、実際の運用環境や通信条件によっては65.0Gbpsに達しない場合がある、という認識・前提で進めて問題ないでしょうか。	記載の要件を満たす製品を提案願います。 なお、参考型番の製品を提案する場合は、当該要件を満たすものとなります。
4	要件定義書 P1	項番2　物品要件	記載のスイッチング容量等の性能値は所定の測定条件下における最大値であり、実際の運用環境や通信条件によっては記載値に達しない場合がある、という認識・前提で進めて問題ないでしょうか。	項番3の回答を参照願います。
5	要件定義書 P1	項番2　物品要件	ディストリビューションスイッチの48ポートについて、 10G利用が必須となるポート数と将来拡張用ポート数の考え方をご教示ください。	現時点においては、10Gのポートの利用は想定していません。
6	要件定義書 P1	項番2　物品要件	接続構成(案)におけるファイアウォールおよびディストリビューションスイッチ間を接続するmgmt用ケーブルについても、参考型番のよな専用ケーブルを想定しておりますでしょうか。もしくは1G UTPケーブル（カテゴリー6）にて想定しておりますでしょうか。また、ラックをまたぐ配線作業が発生するのは上位ネットワークとの接続部分のみであり、その他の機器間配線については、各ラック内での配線作業となる認識で相違ないでしょうか。	ファイアウォールおよびディストリビューションスイッチ間を接続するmgmt用ケーブルについて、要件定義書にて参考型番を記載しておりますが、同等以上の機能及び性能を満たす場合は、参考型番以外の製品での提案を可とします。 ただし、参考型番以外の製品を提案する場合は、要件定義書「項番2 物品要件【その他留意事項】」に記載のとおり、機能差分の提示などの機構が必要と判断する対応が必要となります。 また、ご認識のとおり、ラックをまたぐ配線作業は、上位ネットワークとの接続部分のみとなります。
7	要件定義書 P2	項番2　物品要件	上位NWとファイアウォール間のLANケーブルについて、1本あたりの必要長さまたは敷設ルート長の目安をご教示ください。	閲覧資料「遠隔地マシン室に関する資料」に記載のとおりです。

項番	仕様書の 該当ページ	仕様書の 該当項番	照会事項	回答
8	要件定義書 P2	項番2　物品要件	遠隔地マシン室事業者へケーブル敷設を依頼する場合の申請手続き、 調整窓口および作業リードタイムをご教示ください。	項番7の回答を参照願います。
9	要件定義書 P2	項番2　物品要件	FMC無しの構成でも本体のみで管理機能を利用できる可能性がありますので、以下ご確認頂くことは可能でしょうか。 ①ファイアウォールを参考型番製品で提案する場合、FMCは調達不要という認識で相違ないでしょうか。 ②冗長構成はActive/Activeでの構成となりますでしょうか。 ③FW本体側の管理機能のうち、貴機構として必須とする要件はございますでしょうか。FW本体側の管理機能を用いずに、既存保有のFMCで管理される等ございましたらその旨をご教示いただけますと幸いです。	①ご認識のとおり、ファイアウォールを参考型番でご提案する場合、弊機構保有の既存のFMCが利用可能であるため、不要となります。ただし、FMCのご提案を妨げるものではございません。 ②現構成はActive/Standby構成となります。 ③参考型番でのご提案においては、既存のFMCが利用可能となるため、弊機構保有の既存のFMCを利用した管理を想定しております。
10	要件定義書 P2	項番2　物品要件	保守期間中に新しいファームバージョンがリリースされる場合がございますが、ファームアップ対応については、機構ネットワークの運用管理事業者の役務となる認識でよろしいでしょうか。 なお、参考型番以外の機器を納品する場合、【その他留意事項】と同様に運用期間中のファームアップ対応は本受託業者の役務対象となる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本調達機器の保守期間中のファームアップ対応については、運用管理事業者の役務となります。 また、故障対応時においては、要件定義書「項番4 故障対応」に記載のとおり、故障前に適用していたファームウェアのバージョンへバージョンアップ等を実施した後に、交換を実施願います。 なお、参考型番以外の機器を納品する場合は、要件定義書「項番2 物品要件【その他留意事項】」に記載の事項と同様に、保守期間中のファームアップ対応は本受託者の役務となります。
11	要件定義書 P3	項番3　機器の納品に対する作業	運用管理事業者から受領する設定ファイルの提供時期の目安をご教示ください。	項番1を参照願います。
12	要件定義書 P3	項番3　機器の納品に対する作業	設定ファイル取込後に実施する動作確認の範囲について、疎通確認、冗長切替確認、監視連携確認など必要項目をご教示ください。	設定ファイルの読み込み後は、納入した機器の範囲における正常動作確認を実施願います。 他の機器との接続等は、運用管理事業者が実施するため、運用管理事業者からの問い合わせ対応を実施願います。
13	要件定義書 P3	項番3　機器の納品に対する作業	契約締結後から納品期限までの工程計画上、機構として特に遵守を求める中間マイルストンがあればご教示ください。	中間マイルストンは設定しておりませんが、納入期限までに機器の設置等を実施願います。
14	要件定義書 P3	項番3　機器の納品に対する作業	機構、運用管理業者で既に想定している問い合わせ内容があればご教示ください。	納入時期の調整及びラック内の設置位置に関する問い合わせについて、必要と想定しています。
15	要件定義書 P3	項番3　機器の納品に対する作業	Smartlicense（CSSM）への登録・認証作業は運用管理業者で実施の想定でよろしいでしょうか	本調達機器の正常動作に必要となる作業は本受託者にて実施願います。

項番	仕様書の該当ページ	仕様書の該当項番	照会事項	回答
16	要件定義書 P3	項番4　故障対応	本調達機器は重要な機器であると認識しており、平均故障復旧時間の遵守、駆け付け等のSLAを定める必要があると認識しております。機構様が求めるSLAをご教示いただけますでしょうか。	要件定義書「項番4 故障対応」に記載の事項を満たすよう、必要な対応を実施願います。
17	要件定義書 P3	項番4　故障対応	貴機構からメーカーへ直接のお問い合わせではなく弊社経由での対応となりますが認識相違ございますでしょうか。	機構又は運用管理事業者からの問い合わせについては、納入計画書等に記載した、問い合わせ先となります。 そのため、本受託者又は製品メーカー、保守業者等の問い合わせ先を提示願います。
18	要件定義書 P3	項番4　故障対応	代替機交換の際に、代替機の常時確保が必要か、 メーカー保守網を用いた手配で充足可能かをご教示ください。	要件定義書「項番4 故障対応」の事項を満たすよう実施願います。 なお、常時確保などの提案を妨げるものではございません。
19	要件定義書 P3	項番4　故障対応	STACK-T1-50CM= につきまして、スタックケーブルに限り備品扱いのため、先出センドバックのみの保守メニューとなっており、SLAは　5X8　:月-金 9:00～17:30 ※祝日,年末年始を除くでのご提供となりますが、ご条件として許諾いただけますでしょうか。	要件定義書「項番4 故障対応」に記載の対応時間を満たす対応を実施願います。 なお、対応時間については、「機構及び運用管理事業者からの照会を受託者にて受領」と「その後の対応実施」を組み合わせた対応の提案を可とします。
20	要件定義書 P3	項番4　故障対応	機器交換後の正常性確認について、最低限必要となる確認観点をご教示ください。	機器の正常動作確認として、最低限以下の確認を実施願います。 ・電源投入確認、全ポートのリンクアップ確認、ファームウェアバージョン確認
21	要件定義書 P3	項番4　故障対応	作業期間中にライセンスや保守が開始する可能性があるため、指定された対応期間を網羅する3年間のライセンス・保守で提案するという認識・前提で進めて問題ないでしょうか。	要件定義書「項番4 故障対応」に記載の「対応期間」を満たす、ライセンスや保守を提供願います。 そのため、ライセンス・保守の期間を満たす購入方法は受託者の選定の範囲となります。 なお、3年間のライセンス・保守の提案を妨げるものではありません。
22	要件定義書 P3	項番4　故障対応	故障対応では原則として追加費用は発生しないものの、 ①お客様都合による作業キャンセル ②設置環境に起因しハードウェア不良ではない場合 ③お客様都合で複数回のオンサイト対応が必要な場合 ④天災・物理的破損等のサービス適用外事象の場合 は、有償のオンサイト作業となる可能性がある認識・前提で進めて問題ないでしょうか。	要件定義書「項番4 故障対応」に記載のとおり、「契約期間中における追加費用の支払いは行わない」ため、密に連携を行い追加対応が発生しないよう留意願います。